

恒 川 遺 跡

平成元年度緊急調査概報

1990.3

長野県飯田市教育委員会

恒 川 遺 跡

平成元年度緊急調査概報

1990.3

長野県飯田市教育委員会

序

近年、飯田市街地では店舗・住宅が飽和状態に達しており、交通環境の整備が進展するにつれ、急速に周辺地域へ拡散しつつある。一般国道座光寺バイパス・同飯田バイパス・運動公園通りの整備に伴い、座光寺・鼎・伊賀良及びその周辺地区では新規の工場・店舗・住宅建設が行われている。

一方、飯田市はその温暖な気候や豊かな自然と相まって先史以来私達の祖先が生計を営み、市内の各所にその活動の痕跡を残している。そして古墳時代以降地理的条件の下で政治・軍事・交通上の重要性を高め、東山道が通過し座光寺地区に伊那郡衙が置かれたと推定される等東日本の古代史研究上重要な地域のひとつである。

こうした埋蔵文化財を含む多くの歴史的・文化的遺産に恵まれた地域であるが、都市化の波の中で住民の時代に合致した生活環境の整備や経済活動の遂行等を考慮するとき、その開発も無理からぬところである。文化財保護の趣旨からすれば国民共有の財産である文化財はできるかぎり現状のまま後世に残し伝えることが望ましいが、両者の調整を図るとき発掘調査を実施して記録保存をすることも次善の策ではあるが止むを得ないものと考える。しかし、利益追求に係わらない個人の住宅建設の場合、調査費用の負担を原因者に求めるることは困難と言わざるを得ない。本事業は国・県の補助を受け、重要遺跡内における個人の住宅建設に先立ち実施する緊急発掘調査である。

この度の発掘調査地点は古代伊那郡衙と推定されている恒川遺跡の範囲内にある。既に実施された隣接地における発掘調査の結果郡衙址の概要が次第に明らかになりつつあり、郡衙址の中心部分の一画にあたると判断される地点である。調査の結果は事前の予想を裏付けるもので、大規模な掘立柱建物址等の重要遺構が確認されている。郡衙址の実態を解明する上でさらに重要な幾つかの事実が積み上げられたといえる。

最後に今次の調査にあたり、調査に深いご理解とご協力をいただいた地権者ならびに隣接地の方々、現地調査に従事された発掘作業員の方々ほか関係各位に深甚なる感謝を申し述べつつ刊行の辞といたします。

平成2年3月

飯田市教育委員会

教育長 福島 槿

例　　言

1. 本書は重要遺跡内の住宅建設に先立ちその保護を図るため、国・県の補助を受け平成元年度に実施した恒川遺跡緊急調査の概要報告書である。
2. 発掘調査は飯田市教育委員会の直営事業として地権者細井　武をはじめ地元座光寺地区はか多くの方々の協力を得て実施した。
3. 本書は調査員全体で協議の上、馬場保之が編集・執筆し、功力　司が補佐した。なお本文の一部について小林正春が加筆訂正・総括を行った。
4. 本調査地点は、これまで数次にわたり緊急発掘調査を実施した倉垣外地籍の一画に位置し、地形等勘案すると一連のものであると考えられる。そこで、調査開始より一貫して略号K U Rに地番のひとつ4612を付してK U R 4612を使用し、これまで調査した遺構番号に連続して番号を付した。
5. 本調査の結果、出土した遺物及び記録された図面・写真類は飯田市教育委員会が管理し、飯田市考古資料館で保管している。

目 次

I 調査経過	1
II 調査組織	1
1. 調査団	1
2. 指導	2
3. 事務局	2
III 調査の概要	2
1. 調査地点の概要	2
2. 調査	5
(1) 調査区の設定	5
(2) 基本層序	5
(3) 遺構	5
(4) 遺物	7
IV まとめ	8

挿図目次

第1図 恒川遺跡の位置	3
第2図 調査地点及び既調査地遺構分布概要図	4
第3図 調査区及び遺構分布図	6
第4図 土層図	6

図版目次

図版 1 調査区全景、221・226号住居址
図版 2 222号住居址、223号住居址遺物出土状態
図版 3 216・229号住居址、231号住居址
図版 4 掘立柱建物址28、掘立柱建物址33
図版 5 二彩陶器出土状態、二彩陶器
図版 6 小竪穴15、方形周構墓6
図版 7 集石33、重機作業風景
図版 8 重機作業風景
図版 9 発掘調査風景
図版 10 発掘調査風景
図版 11 埋め戻し風景
図版 12 植木部分の調査

I 調査経過

今次調査地点は恒川遺跡群の一画、飯田市座光寺4612番地に所在する。

恒川遺跡群は古代伊那郡衙があった所と推定されており、一般国道座光寺バイパス建設に先立つ発掘調査以来、周辺地の開発に伴い緊急発掘調査が実施されている。また昭和57年度以来飯田市教育委員会の直営事業として恒川遺跡群の範囲確認調査を継続実施している。昭和61年度には文化庁ならびに奈良国立文化財研究所の指導を受け、今次調査地点周辺に官衙の中枢部分がある可能性が高いと推定されている。

恒川遺跡群をはじめ埋蔵文化財包蔵地は市内各所に濃密に分布しており、中にはこれまで実施された発掘調査等の結果、飯田下伊那ばかりでなく日本の古代史を研究する上で重要な遺跡も多い。しかし都市化の進行の中で、これら国民の共有財産である文化財の保護と、日常生活ならびに経済活動との調整は近年ますます困難を極めている。個人の住宅建設の場合、調査経費負担・期間等数々の問題を抱えている。そこで今年度より国・県の補助を受け、重要遺跡内の住宅建設に先立ち地権者のご協力を得て緊急発掘調査を実施することとなった。

飯田市座光寺4612番地細井 武より同地所在の家屋を取り壊し、現地に住宅を新築したい旨届出があった。そこで長野県教育委員会に現地協議の依頼を提出し、平成元年7月11日関係者立ち会いのもと現地協議を実施した。その結果、当該地が推定古代伊那郡衙の中枢部の一画に位置し、建設工事に際して破壊が懸念されるため事前に発掘調査を行い記録保存を図ることとなった。

諸協議をふまえ、11月17日現地調査に着手した。重機により表土を除去し、続いて作業員を入れて遺構検出作業を行った。その結果、竪穴住居址・掘立柱建物址・方形周溝墓等の遺構が確認された。これらについて精査、続いて写真撮影・測量調査を実施し、12月20日現地調査を終了した。

その後、飯田市考古資料館において現地で記録された図面・写真類及び出土遺物等の基礎的な整理作業と本概要報告書の作成作業を行った。

また、宅地建設に際して既存の庭木の移転がなされる計画であったが、庭木の移植時期が調査期間内で実施できず、平成2年3月7日から12日にかけて当該部分のみについての現地調査を実施した。

II 調査組織

1. 調査団

調査担当者 小林正春、馬場保之

調査員 佐々木嘉和、佐合英治、吉川 豊、功力 司

発掘作業員 今村勝子、今村春一、片桐卓治、北村重実、木下喜代恵、木下当一
坂下やすゑ、佐々木啓、沢柳敞介、高木義治、高橋寛治、高橋収二郎
豊橋宇一、中平隆雄、福沢トシ子、古田八重子、細井光代、細田七郎
正木実重子、正木睦子、松下直市、松下真幸、松島卓夫、三石久雄
向田一雄、森 章、吉川正実、樋本宣子、渥美 力、渥美静子
整理作業員 池田幸子、唐沢古千代、川上みはる、木下玲子、櫛原勝子、小平不二子
田中恵子、丹羽由美、林勢紀子、福沢育子、福沢幸子、牧内とし子
牧内八代、松本恭子、南井規子、宮内真理子、森 信子、吉川悦子
吉川紀美子、吉沢まつ美

2. 指 導

文化庁
奈良国立文化財研究所
長野県教育委員会文化課

3. 事 務 局

飯田市教育委員会社会教育課

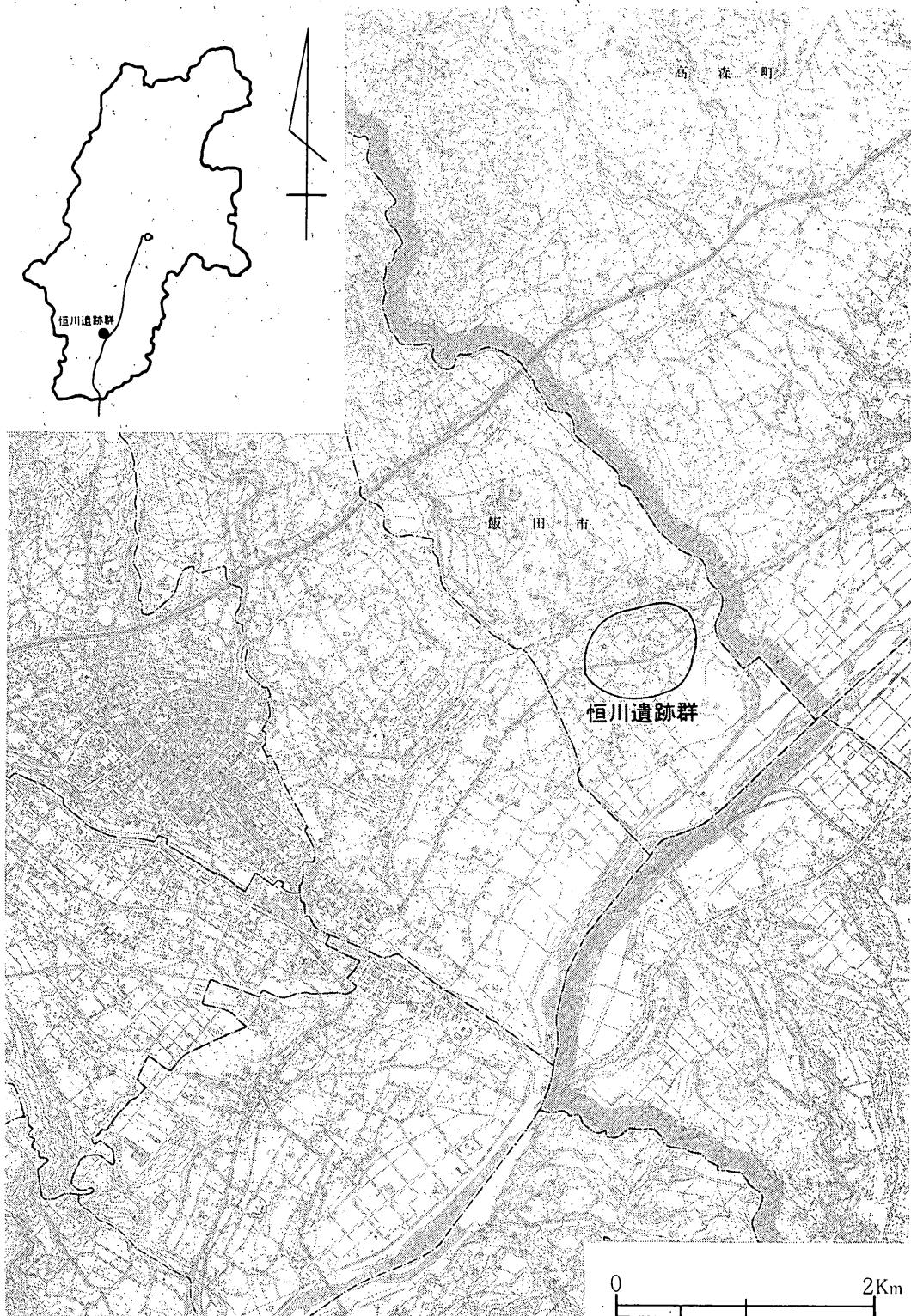
竹 村 隆 彦 (社会教育課長)
中 井 洋 一 (" 文化係長)
小 林 正 春 (" 文化係)
吉 川 豊 (" ")
馬 場 保 之 (" ")
土 屋 敏 美 (" ")
功 力 司 (" ")

III 調 査 の 概 要

1. 調査地点の概要

今次調査を実施した地点は座光寺字恒川小字倉垣外地籍に位置し、これまで実施された恒川遺跡群範囲確認調査の調査地点からするとほぼ南西端に位置する。

一般国道座光寺バイパス建設に先立つ発掘調査では、今次調査地点の周辺で大型の掘立柱建物址群等の多数の遺構が調査され、和同開珎銀銭・鉄鈴・円面鏡等の官衙的遺物が出土している。またバイパス周辺の開発に伴う緊急調査では奈良・平安時代ほか各時代の掘立柱建物址・竪穴住居址が重複した状態で検出され、官衙の周辺に展開する居住空間である可能性が高まった。昭和



第1図 恒川遺跡の位置



1. 今次調査地点 2. 恒川遺跡群範囲確認調査第12地点(昭和63年度) 3. 田中地籍掘立柱建物址群
 4. 第10地点(61年度) 5. 恒川A地籍掘立柱建物址群 6・8. 恒川B地籍掘立柱建物址群
 7. 第7地点(59年度) 9. 第9地点(60年度) 10. 新屋敷遺跡掘立柱建物址群 11. 第6地点(58
 年度) 12. 第8地点(60年度) 13. 第11地点(62年度) 14. 第5地点(58年度) 15. 高岡1号古
 墳

第2図 調査地点及び既調査地遺構分布概要図

63年度実施された範囲確認調査（第12地点）では奈良時代の遺構・遺物が僅少で、官衙域の空白部もしくは官衙と居住域の中間部とも推定できる調査結果が得られている。

今次調査地点はバイパスと第12地点とのほぼ中間に位置し、奈良・平安時代の居住空間の範囲ないし郡衙を構成する諸遺構が把握される可能性が高いと考えられた。その結果、周辺の既調査地点の位置づけもかなり明確になると期待されたわけである。

2. 調 査

(1) 調査区の設定

調査区は近接する一般国道座光寺バイパスの境界杭2本(4614番地6に接する杭1及びその南側の杭2)を結ぶ線を基準軸に、また杭1から東側5mの基準軸上の点を基準点に $2 \times 2\text{ m}$ のグリッドを設定した。基準軸は磁北に対し $73^{\circ}25'$ 東に偏する。調査区名は基準点から西側にAM・AL・AK……、東側にAN・AO・AP……のごとく東西方向にアルファベット2個の組み合わせを、南北方向は基準点から北側に35・34・33……と数を減じる。例えばAM20のごとくとなる。調査区がこれまでの調査地点の調査区と整合するようにバイパスの境界杭を基準とするのに対し建物がほぼ旧建物位置に建てられるため両者は方向を異にする。

(2) 基本層序

今次調査地点の土層の堆積状態は第4図のごとくであり、これまで調査された北側の調査地点と比較するとやや様相を異にする。

層序は、上層より漆黒色を呈する耕土・暗褐色土・黒褐色土で、地山の黄褐色砂質土に至る。層厚はそれぞれ約20cm・15cm・25cmを測る。部分的に耕土と暗褐色土の間に褐色土がはいる。昭和63年度調査地点の土層堆積状態と同じく、耕土と褐色土・暗褐色土との間に黄色砂土が欠如する。北側の調査地点においてはそれぞれ層厚に差はあるものの20~30cm程度の黄色砂土が確認されている。既に指摘されているように、この土層はいわゆる『未満水』により堆積したものである。こうした洪水起因の土層の欠如は、北側のこれまで調査された範囲確認調査第5・6・8・11地点と比較して今次調査地点の標高が低いことから、両者の間に高地ないし低地が存在したことを物語る。

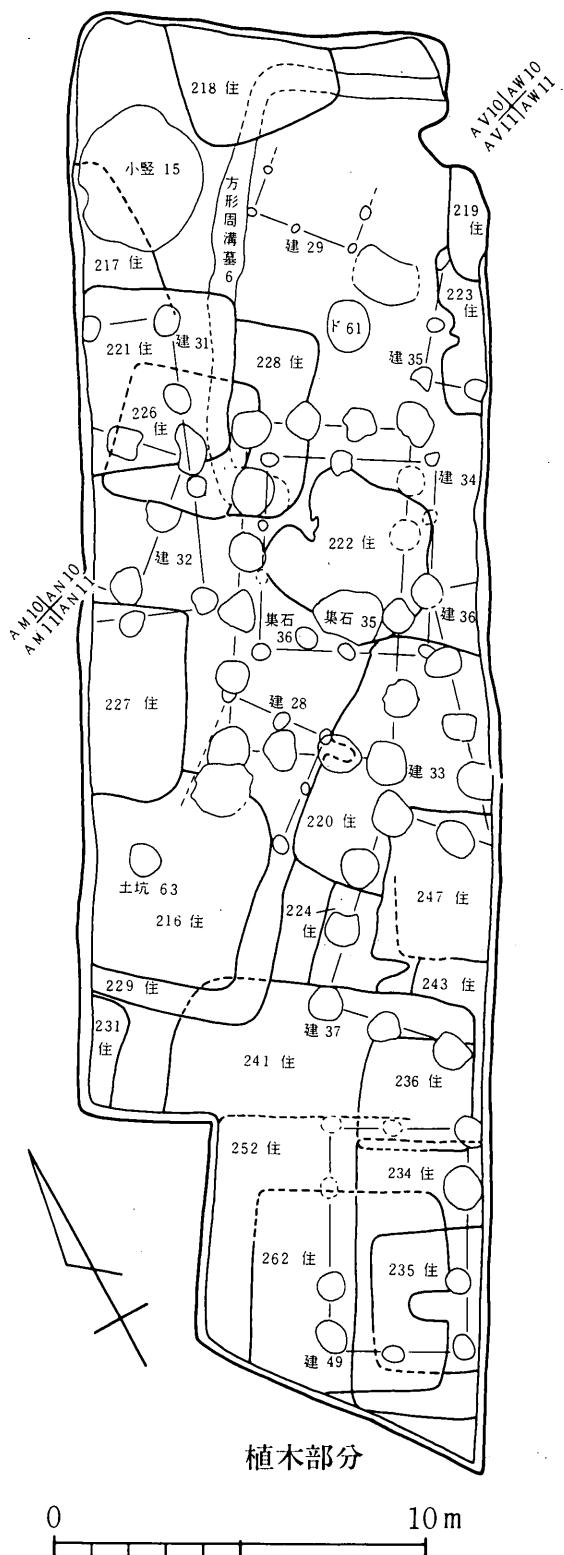
遺物は暗褐色土・黒褐色土から多出しており両層とも遺構覆土であると考えられるが、多時期の遺構が複雑に重複しており、個々の遺構検出は困難を極め、最終的に検出面は地山の黄褐色砂質土となった。

(3) 遺 構

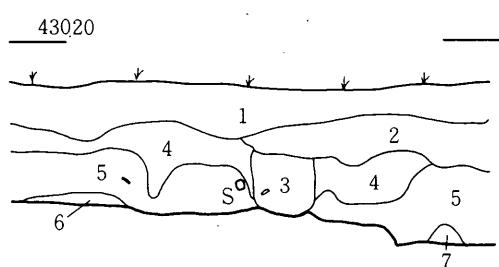
今次検出された遺構は竪穴住居址・掘立柱建物址・小竪穴・方形周溝墓・井戸址等である。

竪穴住居址は18棟確認され、その内容は古墳時代後期10棟、奈良・平安時代8棟である。

隣接する第12地点で確認された古墳時代前期の住居址は検出されず、該期集落の南端は両地点の中間でおさえられる。



第3図 調査区及び遺構分布図



0 2m

- 1. 耕土 漆黒色土
- 2. 褐色土
- 3. 黑色土
- 4. 暗褐色土
- 5. 黑褐色土
- 6. 暗黄褐色砂質土
- 7. 黄色砂質土

第4図 土層図

古墳時代後期の集落は第12地点と同様全面に遺構の分布がみられる。重複関係から3～4期の変遷がとらえられ、集落が拡大しその中心部として機能したと考えられる。

奈良・平安時代の竪穴住居址はそのほとんどが平安時代後期に位置づくと考えられ、奈良～平安時代前期の住居址が稀薄な状況は後述するように大形の掘立柱建物址の存在を考慮すれば、官衙址の一部であった可能性が高い。平安時代後期以降の住居址等遺構の分布は集落の中核的な位置を占めたことを想定させる。

掘立柱建物址は奈良時代前後に位置づくものが7棟で、建物址32・33・36・37のように大形の掘り方をもつものが多い。該期の建物址は主軸方向にまとまりがなく、2～3期の重複が考えられる。建物址28・29は柱穴の径が20cm程度と小さく、詳細時期は不明であるが中世に比定されよう。

小竪穴15は埋土の状況から一気に埋められたと考えられ、底部に径20～30cm程度の円礫がほぼ同一レベルで検出された。また礫下を中心に比較的下位から中世の陶器等が出土している。

弥生時代後期の方形周溝墓は周溝が北側半分で良好な状態で確認された。幅は狭いが深く掘り込まれ、壁はほぼ垂直に立ち上がる。

井戸址1は平安時代後期の216号住居址を切っており、確認面からの深さは約250cmを測る。出土遺物は土師器・須恵器等でやはり平安時代後期に位置づく。

土坑はいずれも内部から多量の焼土が検出されている。216号住居址を土坑63が切る等の状況から中世の火葬墓であると考えられる。

(4) 遺 物

今次調査の結果出土した遺物は弥生時代後期から中世にかけてのものであり、その主体は古墳時代後期および平安時代の遺物である。

弥生時代後期の遺物は方形周溝墓の周溝内からの出土であり、甕・壺の破片である。

古墳時代後期の遺物は土師器甕・壺等を中心に、須恵器・臼玉等があり、250号住居址からは石製模造品が出土した。

明白に奈良時代に比定される遺物は少ないが、今次調査地点を特徴づける遺物として掘立柱建物址49の柱穴から出土した二彩陶器がある。緑及び黄色に発色した盤の小破片である。

続く平安時代の住居址から多量の遺物が出土している。土師器甕・壺、須恵器甕・壺・器台、灰釉陶器壺・皿等であり、井戸址1からはやや上層から青銅製の帶金具の一部が出土した。

中世の遺物は小竪穴15より出土した少量の陶器類・素焼の土器等がある。

IV まとめ

古代伊那郡衙と推定される恒川遺跡では、昭和57年度より継続実施されている範囲確認調査やバイパス周辺地域での店舗建設に伴う緊急調査の結果、次第に各地点の遺構分布状況が時代毎把握されつつあり、と同時に幾多の解決されるべき課題が生起している。こうしたなかで今次調査地点の場合、具体的な官衙関連の遺構・遺物の検出ないしバイパス周辺の調査で確認された官人層の居住空間範囲の把握が期待されたわけである。

調査の概要はこれまで述べてきた如くであり、概要を整理した現段階では、調査の成果を十分に整理できたとは言い難い。時代毎概活することでまとめとしたい。

弥生時代後期の遺構は方形周溝墓1基のみの検出である。周辺地点の結果と総合すると必ずしも居住域と墓域とが明確に区別されているわけではないが、倉垣外地籍に方形周溝墓が集中する傾向がある。

古墳時代前期にかけては遺構・構物の分布が稀薄で、バイパス周辺には該期の遺構が確認されていないことから第12地点が集落の南端に位置すると考えられる。

続く古墳時代後期には集落規模はかなり拡大しており、第12地点からバイパスまで竪穴住居址が濃密な分布をみせる。とりわけ今次調査地点で該期の遺構が多数重複して検出された状況からすれば、本地点が該期集落の中核的な位置を占めていたことが考えられる。

奈良・平安時代前期に比定される遺構は大形の掘立柱建物址7棟であり、官衙の重要な一面として機能したものと考えられる。伴出遺物が少ないとからいかなる役割を果たしたかは明らかにできず、2～3期の建物址が重複することや建物の主軸方向が揃わないと等今後に残された課題は大である。また本地点の遺構分布から、隣接する第12地点での該期遺構の不在は官衙域内の空白部である可能性を高めたといえる。

平安時代後期の遺構の分布状況はバイパス周辺の状況と近似しており、前代の居住空間が拡大した状況を読み取れる。

今次調査における官衙的遺構の検出は官衙の範囲を絞り込み、本地点の恒川遺跡群内における位置付けの一端を示したといえる。しかし、なおその性格を解明できたとは言い難く、周辺地点の調査が進展するなかで次第に明らかにされていくものと考えられる。また、今次調査において古代伊那郡衙成立に始まるその消長の姿を読み取り得る状況が示され、既在の在地勢力が新しい政治機構の浸透にかかわった様相をも呈示する遺跡（地域）として捉えられる。その意味では単に飯田下伊那の古代史ばかりでなく、日本の古代史を解明していく上で重要な遺跡であり、その保護にあたっては細心の注意が必要である。

写 真 図 版

図版 1



調査区全景



221・226号住居址



222号住居址

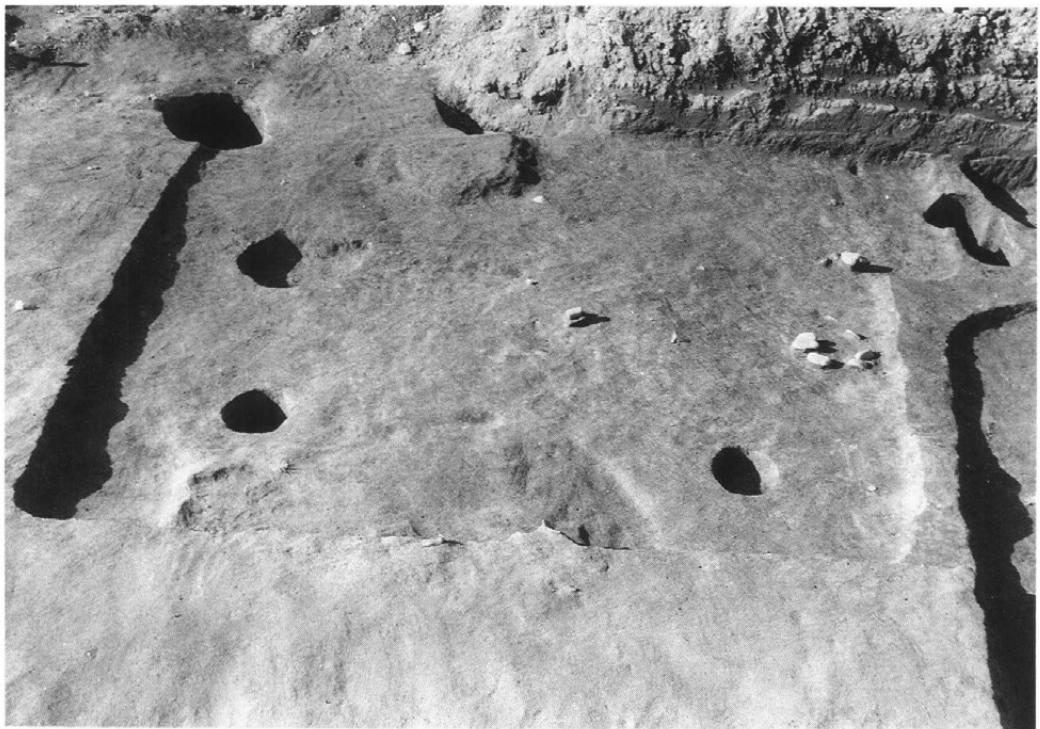


223号住居址遺物出土状態

図版 3



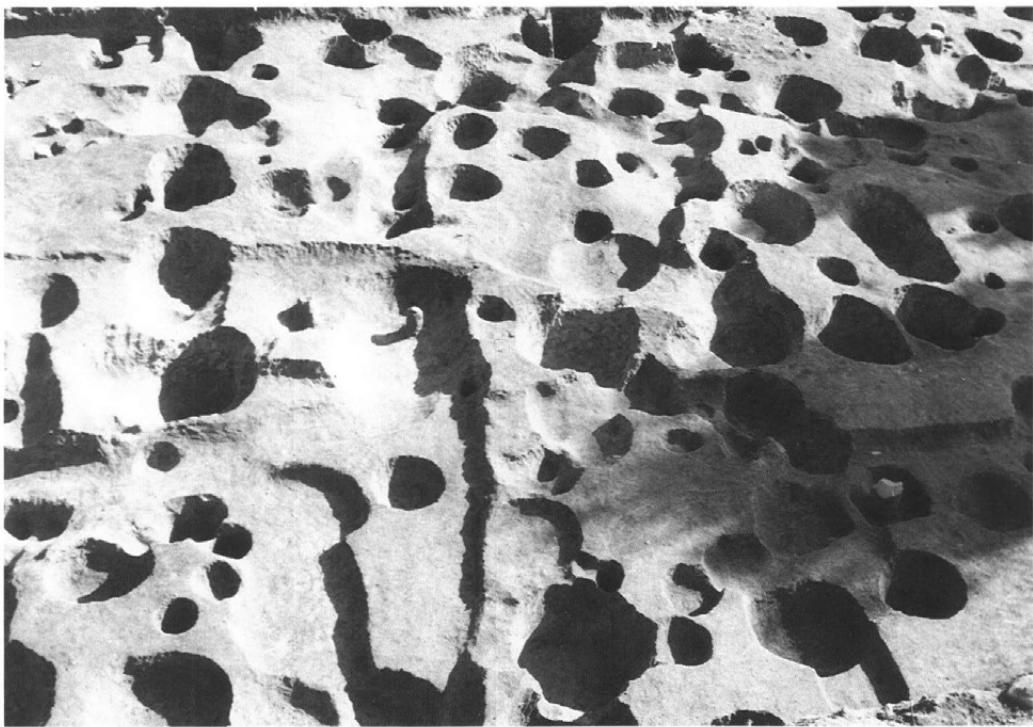
216 • 229号住居址



231号住居址

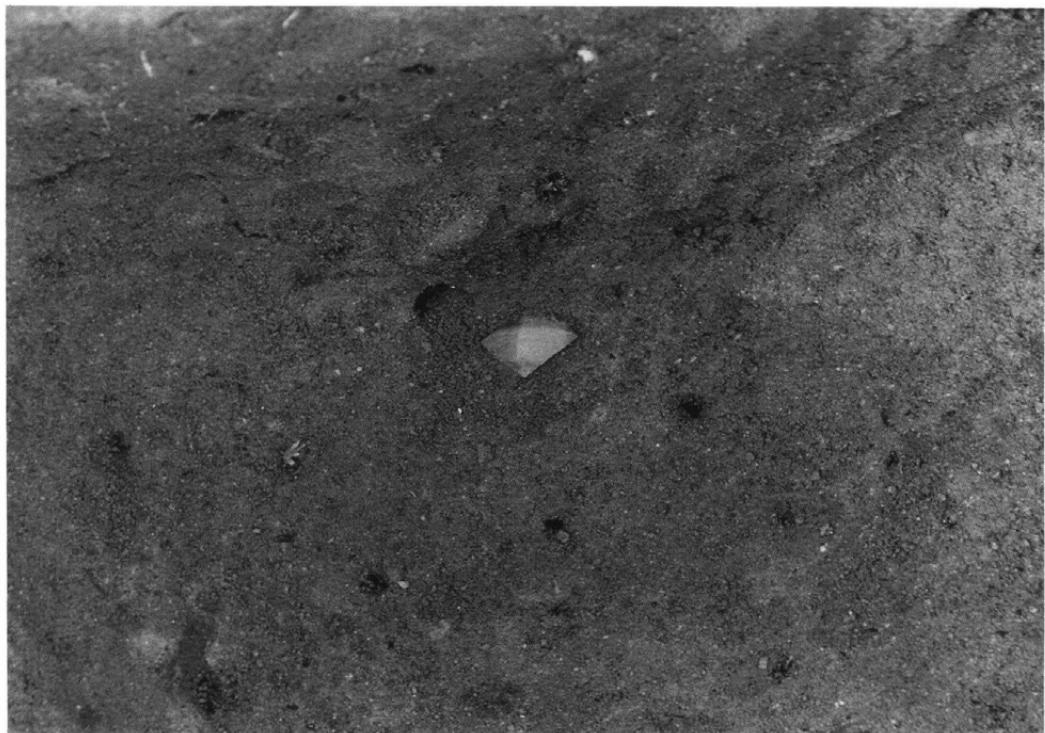


掘立柱建物址28

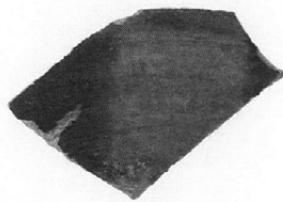


掘立柱建物址33

図版 5



二彩陶器出土状態



二彩陶器



小竪穴15



方形周溝墓 6

図版 7



集石
33

重機作業風景





重機作業風景



同上

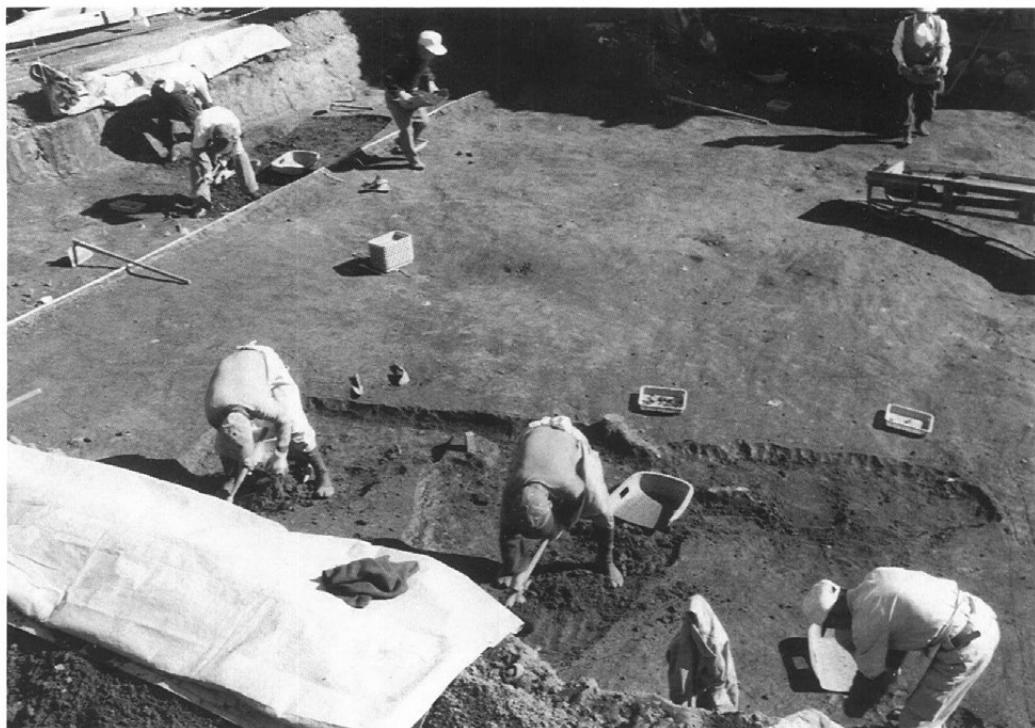
図版 9



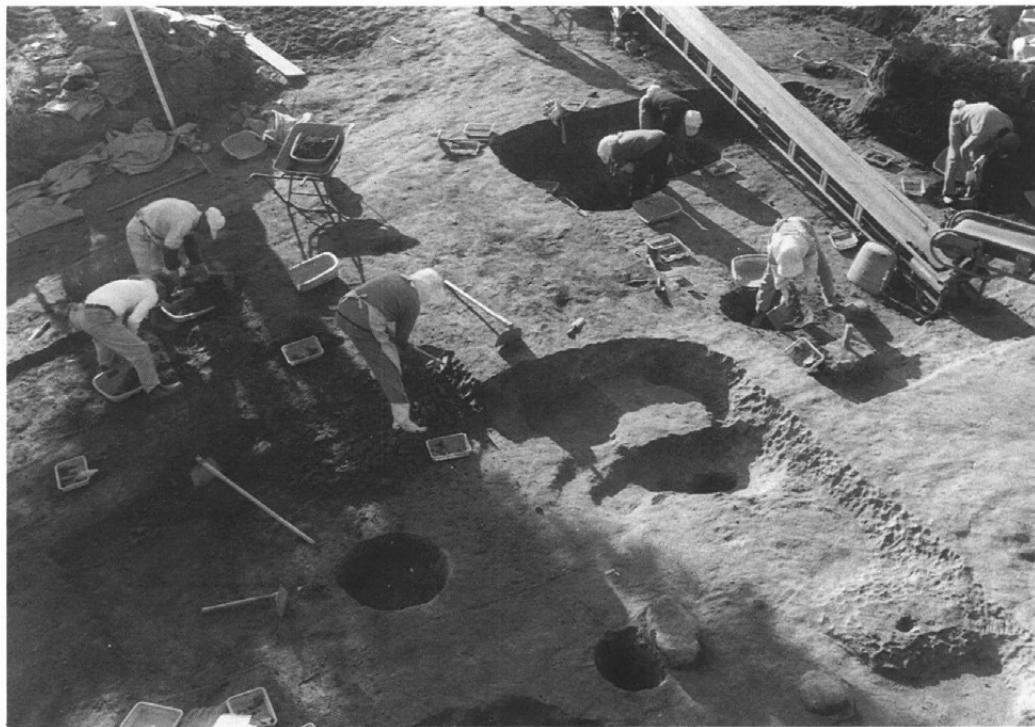
発掘調査風景



同上



発掘調査風景

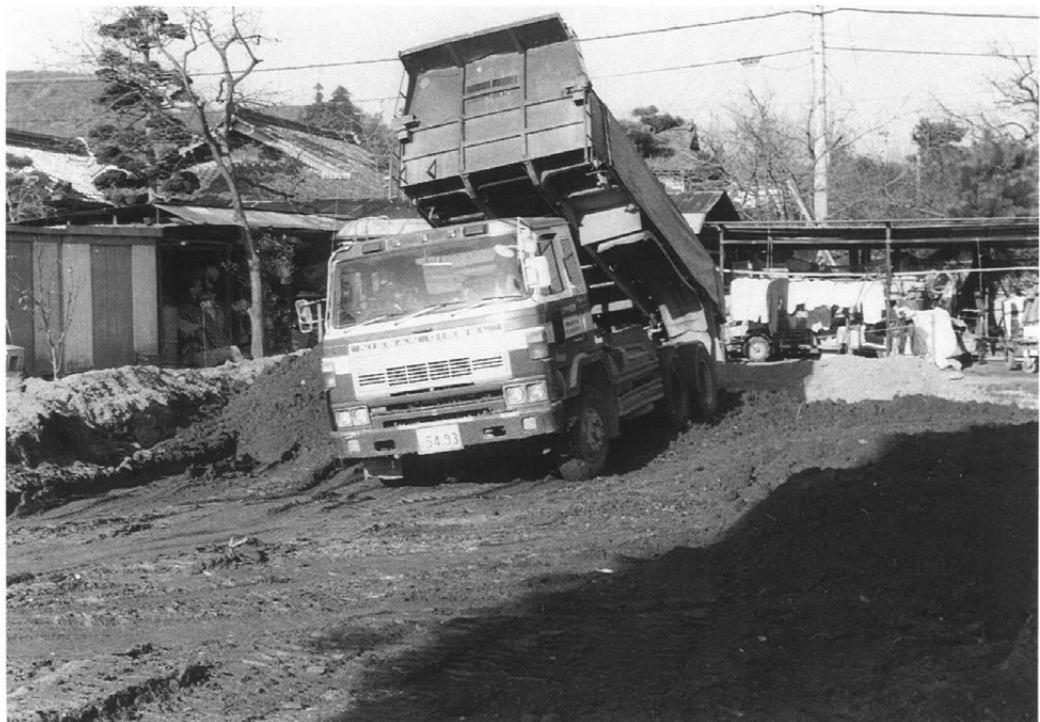


同上

図版11



埋め戻し風景



同上



植木部分の調査



同上

恒 川 遺 跡

平成元年度緊急調査概報

発行日 平 成 2 年 3 月 31 日

発行者 飯田市教育委員会
長野県飯田市大久保町2534番地

印刷所 飯田共同印刷株式会社
